

官公庁「印刷物」の発注に関する実態調査結果 (最低制限価格制度についての調査)

全印工連・官公需対策協議会（白子欽也議長）は、各都道府県および各市区町村等の官公需の実態（最低制限価格制度の導入状況等）を把握し、課題抽出、課題解決のために中小印刷産業振興議員連盟および経済産業省などへ働きかけを行うことを目的に、入札参加資格を有している組合員及び官公需取引を実際に行っている組合員を対象に、官公庁「印刷物」の発注に関する実態調査（最低制限価格制度についての調査）を行い、その結果を纏めました。

調査は、平成28年11月1日～12月5日まで実施され、全国から451社の組合員にご協力を頂きました。

○調査結果のポイントおよび結果内容は以下の通りです。

1. 「印刷物の契約方法」について

印刷物（ポスター・パンフ・広報誌）の取り扱い契約は、回答の半数が、「物品の購入契約」で51%を占め、「製造の請負契約」は38%となった。その受発注の際に、8割以上が「契約書」を取り交わしていると回答している。

2. 「予定価格」について

官公庁における予定価格の積算（算出）は、同業他社からの見積りが一番多く39%、予定価格は、過去の実績の踏襲などで決定するような官公庁側では積算していないと回答したのが27%であった。また、「予定価格は事後公表されていない」という回答が7割以上を占めた。

3. いわゆるダンピング（不当な低価格競争）の防止策について

「最低制限価格制度」または「低入札価格調査制度」のどちらも導入されていないと回答したのが約7割を占め、「最低制限価格制度」が導入されているのは、約2割にとどまっている。

年間の印刷物の全発注数の中で、これらの制度が適用される割合が「わからない」と回答したのが約半数で52%、「適用される割合が10%以下」と回答したのが28%で一番多い。

制限ラインは、予定価格の「70%」と回答したのが一番多く20%で、その他の回答の割合は、10%以下となっている。

制限ラインを下回り失格者が「頻繁」または「時々出る」と回答したのが約4割で、「まだ出たことはない」と回答したのとほぼ同じであった。

「最低制限価格制度」または「低入札価格調査制度」の運用状況では、「非常に効果がある」・「多少効果がある」と回答したのが約6割で、逆に「あまり効果がない」・「全く効果がない」と回答したのが約4割となっている。

「最低制限価格制度」導入の際に最も推進力となったキーパーソンは、「県市町村議員」が一番多く26%、次に「組合独自」が21%と回答している。

4. その他

入札参加資格要件として「県内・市内に本社や事業所等を有すること」と回答したのが41%、「印刷機械設備を有している」と回答したのが22%、「丸投げの禁止」が12%と回答している。

電子入札が「導入されていない」と回答したのが52%で、「完全導入」・「一部導入」と合わせ

るとほぼ同じの48%であった。

ここ一年間で競り下げ方式、いわゆる「リバースオークションが実施されていない」と回答したのが、87%で9割近くを占めた。

1. 「印刷物の契約方法」についてお伺いします。(複数回答可)

(1) 印刷物（ポスター、パンフ、広報誌）の取り扱い、契約はどれに該当しますか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 532	割 合	回答数 14	回答数 65	回答数 114	回答数 23	回答数 42	回答数 71	回答数 103	回答数 38	回答数 62
① 製造の請負契約	201	38%	6	24	48	8	14	27	32	15	27
② 物品の購入契約	271	51%	6	34	49	11	18	41	65	19	28
③ 役務の提供契約	47	9%	2	4	11	4	10	2	6	3	5
④ その他	13	2%	0	3	6	0	0	1	0	1	2

(2) 受発注の際に「契約書」取り交わしていますか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 471	割 合	回答数 11	回答数 56	回答数 92	回答数 20	回答数 41	回答数 69	回答数 92	回答数 32	回答数 58
① 取り交わしている	387	82%	10	49	78	18	35	46	79	21	51
② 取り交わしていない	84	18%	1	7	14	2	6	23	13	11	7

2. 「予定価格」についてお伺いします。

(1) 予定価格はどのように積算（算出）されていますか？（複数回答可）

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 638	割 合	回答数 16	回答数 79	回答数 128	回答数 24	回答数 49	回答数 94	回答数 125	回答数 39	回答数 84
① 経済調査会や建設物価調査会発行の料金表	80	13%	3	5	17	3	4	7	19	5	17
② 同業他社からの見積り	247	39%	6	33	56	9	23	26	40	16	38
③ パソコンソフト	37	6%	2	5	3	1	6	5	10	2	3
④ 官公庁では積算していない	173	27%	4	24	32	5	11	36	31	11	19
⑤ 不明	60	9%	1	6	13	2	2	15	14	4	3
⑥ その他	41	6%	0	6	7	4	3	5	11	1	4

(2) 予定価格は事後公表されていますか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 442	割 合	回答数 10	回答数 52	回答数 87	回答数 20	回答数 35	回答数 65	回答数 85	回答数 31	回答数 57
① 公表されている	125	28%	0	13	19	6	13	21	33	10	10
② 公表されていない	317	72%	10	39	68	14	22	44	52	21	47

3. いわゆるダンピング（不当な低価格競争）の防止策についてお伺いします。

(1) 「最低制限価格制度」または「低入札価格調査制度」が導入されていますか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 419	割 合	回答数 10	回答数 49	回答数 80	回答数 18	回答数 34	回答数 61	回答数 86	回答数 28	回答数 53
① 「最低制限価格制度」が導入されている	94	22%	1	15	15	6	12	2	16	4	23
② 「低入札価格調査制度」が導入されている	15	4%	0	3	7	2	0	2	0	1	0
③ どちらも導入されていない	301	72%	9	31	57	10	20	56	67	22	29
④ その他	9	2%	0	0	1	0	2	1	3	1	1

(2) 年間の印刷物の全発注数の中で制度が適用される割合はどのぐらいですか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 232	割 合	回答数 4	回答数 27	回答数 39	回答数 12	回答数 15	回答数 26	回答数 58	回答数 14	回答数 37
① 10%以下	64	28%	0	7	14	2	6	6	12	1	16
② 20%以下	18	8%	0	3	0	0	2	3	6	1	3
③ 30%以下	6	3%	0	1	0	1	1	0	2	0	1
④ その他	23	10%	0	5	1	1	1	3	7	0	5
⑤ わからない	121	52%	4	11	24	8	5	14	31	12	12

(3) 制限ラインは、予定価格の何%で設定されていますか。

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 150	割 合	回答数 3	回答数 24	回答数 28	回答数 9	回答数 11	回答数 14	回答数 31	回答数 7	回答数 23
① 50%	5	3%	0	2	0	1	0	0	1	0	1
② 60%	12	8%	0	2	6	0	2	0	0	0	2
③ 70%	30	20%	1	4	3	3	4	0	5	2	8
④ 80%	6	4%	0	2	1	1	0	0	1	0	1
⑤ 90%	7	5%	0	2	0	0	1	2	1	0	1
⑥ その他	90	60%	2	12	18	4	4	12	23	5	10

(4) これまでに制限ラインを下回り失格者が出たことがありますか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 183	割 合	回答数 3	回答数 28	回答数 31	回答数 11	回答数 14	回答数 20	回答数 37	回答数 7	回答数 32
① 頻繁に出る	9	5%	0	2	0	0	0	0	5	0	2
② 時々出る	65	36%	1	13	7	4	10	1	10	0	19
③ まだ出たことはない	70	38%	2	9	14	5	2	11	14	4	9
④ その他	39	21%	0	4	10	2	2	8	8	3	2

(5) 「最低制限価格制度」または「低入札価格調査制度」の運用状況について

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 168	割 合	回答数 3	回答数 25	回答数 31	回答数 11	回答数 13	回答数 14	回答数 31	回答数 9	回答数 31
① 非常に効果がある	35	21%	1	2	9	3	2	2	5	2	9
② 多少は効果がある	68	40%	0	13	9	4	8	6	12	3	13
③ あまり効果はない	45	27%	0	7	8	4	2	3	12	4	5
④ 全く効果はない	20	12%	2	3	5	0	1	3	2	0	4

(6) 最低制限価格制度導入の際、最も推進力となったキーパーソンを教えてください。

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 137	割 合	回答数 3	回答数 27	回答数 23	回答数 7	回答数 8	回答数 5	回答数 26	回答数 9	回答数 29
① 中小企業団体中央会	7	5%	0	4	1	0	0	0	2	0	0
② 知事	14	10%	0	2	1	0	0	0	5	2	4
③ 国会議員	2	1%	0	1	1	0	0	0	0	0	0
④ 県市町村議員	35	26%	0	8	3	3	0	0	6	3	12
⑤ 組合独自	29	21%	0	2	7	0	4	0	8	2	6
⑥ その他	50	36%	3	10	10	4	4	5	5	2	7

4. その他

(1) 入札参加資格要件として、以下のような項目の適用はありますか？（複数回答可）

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 858	割 合	回答数 25	回答数 118	回答数 142	回答数 37	回答数 55	回答数 95	回答数 206	回答数 49	回答数 131
① 県内・市内に本社や事業所等を有すること	353	41%	9	43	64	11	28	52	79	19	48
② 印刷機械設備を有していること	192	22%	7	30	21	9	10	20	48	9	38
③ 丸投げの禁止	100	12%	4	12	14	6	5	7	23	7	22
④ 自社の印刷機を使用すること	65	8%	5	16	7	2	3	3	20	3	6
⑤ 県内・市内で印刷の全工程を行うこと	33	4%	0	4	6	1	2	3	11	0	6
⑥ 現場監督者の配置	10	1%	0	0	3	1	0	0	4	0	2
⑦ 各種の資格取得	29	3%	0	2	5	3	1	3	10	2	3
⑧ 過去実績	76	9%	0	11	22	4	6	7	11	9	6

(2) 電子入札が導入されていますか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 437	割 合	回答数 10	回答数 50	回答数 88	回答数 18	回答数 33	回答数 62	回答数 89	回答数 31	回答数 56
① 完全導入されている	86	20%	4	13	15	8	4	16	18	3	5
② 一部導入されている	124	28%	1	4	23	10	8	23	36	10	9
③ 導入されていない	227	52%	5	33	50	0	21	23	35	18	42

(3) ここ一年の間で競り下げ方式（リバースオークション）が実施されましたか？

回答項目	合 計		地 区 別								
			北海道	東北	関東甲 信越静	東京	中部	近畿	中国	四国	九州
	回答数 415	割 合	回答数 10	回答数 48	回答数 81	回答数 18	回答数 31	回答数 58	回答数 85	回答数 30	回答数 54
① 実施された	25	6%	0	3	4	1	1	7	2	2	5
② 実施されていない	362	87%	10	43	73	15	27	46	75	27	46
③ その他	28	7%	0	2	4	2	3	5	8	1	3

全印工連生命共済制度 — 加入や脱退、契約の訂正や各種変更の取り扱いについて —

生命共済制度では、加入や脱退、契約の訂正や各種変更は、下記日程に沿って運営されています。所属工業組合への書類提出日が締切期限を過ぎますと翌月取り扱い分となることがありますのでご了承ください。

なお、各種取り扱いについては所属の印刷工業組合もしくは担当保険会社までお問い合わせください。

各種取り扱い	所属工業組合への締切期限	加入日・異動日	口座引落反映日
加入・保険金変更	毎月5日	翌々月1日	翌々月12日
(例)	4月5日	6月1日	6月12日
脱退	毎月20日	翌々月1日	翌々月12日
(例)	4月20日	6月1日	6月12日
訂正・変更	毎月20日	翌月1日	—
(例)	4月20日	5月1日	—
口座変更	毎月20日	—	翌々月12日
(例)	4月20日	—	6月12日